

# 仕様書

- 1 業務名  
中央卸売市場構内等除排雪業務
- 2 業務委託期間  
契約締結日から令和2年3月31日まで
- 3 業務場所  
札幌市中央卸売市場構内等
- 4 業務目的  
降雪・積雪時における円滑な市場運営の確保
- 5 作業内容等
  - (1) 除雪作業の範囲  
別紙のとおり（作業範囲の総面積約 47,200 m<sup>2</sup>）
  - (2) 除雪作業
    - ア 作業は、原則として、市場開市日前日の天気予報を参照したうえで、市場開市日の午前2時に市場構内等の積雪深が 10 cm を超える見込みと判断されたときに実施する。
    - イ 作業実施の判断に際し、市場構内等の積雪の状況等を確認する必要があると認める場合は、受託者は直接現場で積雪の状況等を確認すること。ただし、当該確認が困難な場合は、積雪の状況等を管理センター守衛室に聴取することもって当該確認に代えることができる。
    - ウ 作業は原則として機械力で実施し、市場開市日の前日夕方から市場開市日の午前2時までの間に完了させること。ただし、当該時間内以外に作業を実施する必要がある場合は、委託者の許可を得て作業時間の変更を行うことができる。
    - エ ウの許可を得て作業時間の変更を行ったときは、管理センター守衛室を通じ市場内関係者に周知を行ったうえで作業を開始しなければならない。
    - オ 作業によって集積された雪は、委託者があらかじめ指定した場所に一時堆積すること。
    - カ 作業の完了は、原則として、路面整正後の積雪深が 10 cm 以下で、かつ、市場構内等における円滑な車両通行（貨物積載時の運行を前提とすること）が実現したときとする。
    - キ 多量の降雪があった場合、休市日に作業を指示（作業範囲の指示を含む。）する場合があるので、指示があった場合それに従うこと。
  - (3) 排雪作業  
排雪は委託者が指定した日時に行うこと。
  - (4) 除排雪の予定回数  
契約期間内の除雪及び排雪の予定回数は除雪 18 回、排雪 7 回とする。
  - (5) 除排雪機材  
ア 除排雪作業に使用する標準的な機材は、別紙のとおりとする。

イ 受託者は本仕様書に定める業務遂行に必要な各機材の台数を確保しなければならない。

ウ 市場敷地内に機材を待機させる必要がある場合は、委託者の指示する場所に待機させなければならない。

## 6 最低保証金額

本契約の最低保証金額は、出来高金額に札幌市建設局の定める「道路維持除雪業務待機補償料取扱要領」に準じ、以下の方法により算定した額を加えた金額とする。

$$\text{待機補償料} = (\text{当初設計金額} - \text{出来高金額}) \times \text{内訳書毎待機補償料率} \quad (\ast)$$

(\*) 内訳書毎待機補償料率

$$= \frac{(\text{内訳書内各作業の単価} \times \text{別表に定める単価毎待機補償料率} \times \text{当初設計数量}) \text{ の合計}}{(\text{内訳書内の各作業の単価} \times \text{当初設計数量}) \text{ の合計}}$$

### 別表

労務費	60%
機械損料	60%
燃料費	0%
無償貸付機械管理費	100%
無償貸付機械現場修理費	0%
損耗費	0%

## 7 改定契約

業務量の増減により改定契約の必要性が生じた場合は、委託者はこれを行うことが出来る。

## 8 提出書類

以下の書類を作成し、委託者に提出すること。なお、除排雪作業日誌、除排雪トラック稼働表については、作業終了後その都度、委託者に提出すること。

- (1) 除排雪作業日誌（市作成様式による）
- (2) 現場代理人経歴書・代理人届
- (3) 業務着手届
- (4) 業務完了届
- (5) 除排雪トラック稼働表（市作成様式による）

## 9 入場許可等について

作業開始前は、管理センター守衛室において入場許可を受けること。また、除排雪作業に關係の無い施設には委託者の許可無く入ってはならない。

## 10 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたり作業員等の事故防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負わなければならぬ。

## 11 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気、水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合は古紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

## 12 留意事項

- (1) 受託者は、器物の破損及び事故、構内道路やその他市場施設の損壊を起したとき、また、発見したときは速やかに委託者（管理センター守衛室）に連絡し、委託者の指示を受けること。
- (2) 排雪にあたっては、輸送車両に過積載となることのないよう十分に注意すること。
- (3) 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。関係法令には電波法令も含み、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局　例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び違法無線局（免許または登録を受けていながら、その範囲を逸脱して使用すること　例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を使用して作業を行ってはならない。また、排雪車両等については、除排雪作業を開始する前に確認し、不法無線局を搭載した車両及び、業務中に違法無線局を使用した車両については無線機を取り外すこと。なお、取り外しに応じない場合は、その車両を排除すること。
- (4) 本業務の履行にあたり、この仕様書に定められていない事項については、委託者（管理センター守衛室職員）の指示に従うものとする。